

市からの 連絡帳

7月は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎042-460-9831

税・年金 家屋調査(新築・増築・改築分)にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などをした家屋は、令和3年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

- 対象期間** 1月2日～令和3年1月1日
- 調査内容** 家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井^{など})および住宅設備(風呂・トイレ^{など})を調査します。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職員は事前の検温、マスク着用などを行い、微税吏員証などを携帯して伺います。
- 調査日時** 家屋の所有者に事前に書面でお知らせします。書面が届きましたら下記へご連絡ください。
▶資産税課 ☎042-460-9830

認定長期優良住宅の 固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。

- 要件** ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●令和2年1月2日～翌年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●令和3年2月1日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出

□**減額範囲**
居住部分の床面積120㎡まで

□**減額期間**

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年度分
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年度分

□**必要書類** ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
甲 家屋調査の際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。
▶資産税課 ☎042-460-9830

国民年金保険料納付免除・納付猶予の申請

令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月)の保険料納付免除・納付猶予申請受付が7月1日(休)から始まります。

- 持 年金手帳・認め印^{など}
- 納付免除** 申請者(本人)・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得(令和元年中の所得)が一定の基準以下などの場合、申請により承認されると保険料の全額もしくは一部(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)の納付が免除されます。
※承認期間は年金受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金の受給額には承認区分や一部納付の月数に応じて反映されます。
※一部免除の場合、表の保険料を納めない一部免除も無効となり未納期間となります。
- 納付猶予** 50歳未満の申請者(本人)・配偶者のそれぞれの前年所得が一定の基準以下などの場合、申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。
※承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には反映されません。

□**承認された場合に納付する保険料**

承認区分	保険料(月額)	老齢基礎年金額に反映される割合
全額免除	0円	8分の4
一部免除	4分の3	8分の5
	半額	8分の6
	4分の1	8分の7
納付猶予	0円	反映されません

※原則、申請は毎年度必要です(前年度全額免除・納付猶予の継続承認者は不要)。

□**特例認定区分について(失業^{など})**
申請者(本人)・配偶者・世帯主の失業などを理由として申請する場合、令和2年度分申請では平成30年12月31日以降の退職日の記載がある、次の書類を添付のうえ申請してください(コピー可)。失業者の所得審査を省略できます。

- 雇用保険被保険者離職票
- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書^{など}

甲 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)
問 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎042-460-9825

届け出

出産育児一時金・葬祭費の支給
西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っていない方は、手続きをしてください。時効は2年間です。郵送対応もしていますので、ご希望の方は事前にお問い合わせください。

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

□**出産育児一時金の支給** 国保の加入者が出産したときに支給されます。医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があり、利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則不要となります。
※直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方や直接支払制度など

を利用しない方は申請が必要です。

持 ●保険証 ●認め印 ●世帯主義の口座が確認できるもの ●直接支払制度合意文書 ●出産費用明細書 ●マイナンバーの分かる書類

□**葬祭費の支給** 国保の加入者が亡くなり、葬祭を行った場合に喪主の方に支給されます。
□**支給金額** 5万円
持 ●会葬礼状または葬儀の領収書 ●保険証 ●認め印 ●喪主主義の口座が確認できるもの ●マイナンバーの分かる書類
▶保険年金課 ☎042-460-9821

後期高齢者医療制度加入者の 葬祭費支給

後期高齢者医療制度の加入者が亡くなった場合、遺族(喪主)の方へ葬祭費の支給を行っています。

対 東京都後期高齢者医療広域連合が保険者で保険者番号が「39132295」の方の遺族(喪主)

持 申請者(喪主)名義の金融機関口座・認め印・亡くなった方の保険証

□**支給金額** 5万円
□**申請期間** 葬儀を行った日の翌日から2年間
□**提出書類** ●西東京市後期高齢者葬祭費助成交付申請(請求)書 ●会葬礼状または葬儀社に支払った領収書の写し(いずれも喪主の名義が分かるもの)
※申請後2カ月程度で振り込み、通知は申請者(喪主)へ郵送
※詳細は市HP・東京いきいきネットHPをご覧ください。
▶保険年金課 ☎042-460-9823

福祉

入院期間中の紙おむつ代の助成申請
紙おむつの持ち込み不可の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている高齢者などに助成を行います。

□**対象期間** 3月1日～6月30日入院分
□**助成金額** 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)
対 次の全てに該当する方

平成29年度西東京市下水道事業特別会計歳入歳出決算の不認定に係る措置

平成29年度西東京市下水道事業特別会計歳入歳出決算の不認定については、平成30年第3回定例会で開催された決算特別委員会において、旧保谷市の下水道受益者負担金相当額に関する質疑から、同年10月1日に否決されました。地方自治法第233条第7項の規定に基づき、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたため、措置の内容をお知らせします。

□**下水道受益者負担金相当額の概要**
旧保谷市が賦課した昭和56・57・58・63年度分の下水道受益者負担金は、徴収猶予手続きを失念したことで時効となりました。その後、法律上の支払いの義務がなくなった当該負担金は、寄附のお願いに関して承諾をいただけた土地の権利者等が寄附を前提とした徴収猶予申請を行うことで、寄附債権(以下「下水道受益者負担金相当額」という。)として取り扱うこととなりました。この下水道受益者負担金相当額は、合併後の西東京市においても旧保谷市における対応を継承し寄附のお願いを継続しましたが、更なる寄附のお願いが、寄附の強要と捉えられる懸念があることから、平成27年は更新手続きを行いませんでした。この際、専門家による法的な検

証や機関決定などの本来必要と考えられる手続きを執っていませんでした。

このことを理由として、当該決算の不認定に関する議案が否決されたことから、当該議決を重く受け止め、今後、このようなことが起こらないよう反省するとともに、下水道受益者負担金相当額に関して法的検証を行い、土地の権利者等に対して改めて内容を説明するなど、必要と認める措置を講じました。

□**講じた措置の概要**
◆**下水道受益者負担金相当額に関する法的な検証について**
平成30年11月下水道受益者負担金相当額に関して、下水道受益者負担金相当額に係る債権の法的性質、寄附債権の時効、平成27年に猶予等の申請のお願いをしなかった行為の評価、寄附債権の納付のお願いと地方財政法が禁止する寄附の強要、職員の損害賠償責任などの検証を行いました。
◆**下水道受益者負担金相当額の徴収猶予等の更新手続き等について**
上記検証を踏まえたうえで、下水道受益者負担金相当額に関して、既に納付や猶予に応じている土地の権利者等に対し、戸別訪問を行い、本件の趣旨、

内容を改めて説明し、更新や納付の拒否ができることを明らかにしたうえで、徴収猶予等の更新手続きのお願いを行い、猶予継続の申請や寄附の同意を得られたもの、また拒否の意思が示されたもの等について、件数・金額を集計し、令和2年第2回定例会において、議会に報告いたしました。

◆**事務手続きについて**
下水道受益者負担金相当額の更新手続き等を中断したことについては、専門家による法的な検証や機関決定などの本来必要と考えられる手続きが執られていなかったことを受けて、今後このようなことが発生しないよう職員に対し、適切な事務執行について、改めて周知徹底を図りました。
今後このようなことが発生しないよう、適切な事務執行に努めてまいります。
西東京市長 丸山浩一

市HPにも掲載しておりますので、併せてご覧ください。
▶下水道課 ☎042-438-4058